

平成28年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

○第4日（平成28年3月29日）

議事日程（第4号）	113
日程第1 諸報告	117
日程第2 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について	117
日程第3 議案第13号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	118
日程第4 議案第14号 宇治田原町行政不服審査会条例を制定するについて	118
日程第5 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについて	118
日程第6 議案第18号 宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	118
日程第7 議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	118
日程第8 議案第20号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	118
日程第9 議案第21号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	118
日程第10 議案第24号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについて	118
日程第11 議案第29号 宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例を廃止する条例を制定するについて	118
日程第12 議案第31号 町道路線の認定変更について	118
日程第13 議案第26号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	122
日程第14 議案第27号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サ	

		ービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	122
日程第15	議案第30号	宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するについて……………	122
日程第16	議案第7号	平成28年度宇治田原町一般会計予算……………	125
日程第17	議案第8号	平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算……………	125
日程第18	議案第9号	平成28年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算	125
日程第19	議案第10号	平成28年度宇治田原町介護保険特別会計予算……………	125
日程第20	議案第11号	平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算	125
日程第21	議案第12号	平成28年度宇治田原町水道事業会計予算……………	125
日程第22	議案第16号	宇治田原町まちづくり総合計画推進条例を制定するについて……………	125
日程第23	議案第17号	宇治田原町豊かな森を育てる基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するについて……………	125
日程第24	議案第25号	宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	125
日程第25	議案第28号	宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	125
日程第26	議案第32号	宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン）の策定について……………	125
日程第27	発委第1号	宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについて……………	136
日程第28	閉会中の継続調査の申し出について……………		137

平成28年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第4号)

平成28年3月29日

午前10時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第33号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 議案第13号 行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定
するについて
- 日程第4 議案第14号 宇治田原町行政不服審査会条例を制定するについて
- 日程第5 議案第15号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
を制定するについて
- 日程第6 議案第18号 宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第7 議案第19号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員
の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつ
いて
- 日程第8 議案第20号 宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償
等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて
- 日程第9 議案第21号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例を制定するについて
- 日程第10 議案第24号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについ
て
- 日程第11 議案第29号 宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例を廃止する条例
を制定するについて
- 日程第12 議案第31号 町道路線の認定変更について
- 日程第13 議案第26号 宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を
制定するについて
- 日程第14 議案第27号 宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係
る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例を制定するについて

- 日程第15 議案第30号 宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する
条例を制定するについて
- 日程第16 議案第7号 平成28年度宇治田原町一般会計予算
- 日程第17 議案第8号 平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）
予算
- 日程第18 議案第9号 平成28年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第19 議案第10号 平成28年度宇治田原町介護保険特別会計予算
- 日程第20 議案第11号 平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第12号 平成28年度宇治田原町水道事業会計予算
- 日程第22 議案第16号 宇治田原町まちづくり総合計画推進条例を制定するについ
て
- 日程第23 議案第17号 宇治田原町豊かな森を育てる基金の設置、管理及び処分に
関する条例を制定するについて
- 日程第24 議案第25号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制
定するについて
- 日程第25 議案第28号 宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定
するについて
- 日程第26 議案第32号 宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・基本計
画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略（人
ロビジョン）の策定について
- 日程第27 発委第1号 宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定す
るについて
- 日程第28 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	稲石義一	議員
	2番	内田文夫	議員
	3番	山内実貴子	議員
	4番	安本修	議員

5番	今西久美子	議員
6番	青山美義	議員
7番	垣内秋弘	議員
8番	奥村房雄	議員
9番	原田周一	議員
10番	上林昌三	議員
11番	谷口重和	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷信夫	君
副町	長	田中雅和	君
教育	長	増田千秋	君
理事兼総務課	長	山下康之	君
理事兼企画・ 財政課	財政課長	小西基成	君
理事兼福祉課	長	大江輝博	君
理事兼建設・ 環境課	建設課長	光嶋隆	君
総務課危機管理 担当課	長	清水清	君
企画・財政課	企画課長	奥谷明	君
会計管理者兼 税務・会計課	長	馬場浩	君
戸籍・保険課	長	長谷川みどり	君
健康長寿課	長	黒川剛	君
建設・環境課	環境課長	三好茂一	君
産業振興課	長	木原浩一	君
上下水道課	長	野田泰生	君

教 育 次 長 谷 村 富 啓 君
教 育 課 長 岩 井 直 子 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 久 野 村 観 光 君
庶 務 係 長 岡 崎 貴 子 君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸報告

○議長（田中 修） 日程第1、諸報告を行います。

3月23日に補正予算特別委員会が開催され、原田委員長、上林副委員長の辞任に伴い、委員長、副委員長の選任が行われましたので、その結果を報告いたします。

補正予算特別委員会委員長に垣内秋弘君、副委員長に上林昌三君と決定されました。

これで諸報告を終わります。

◎議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第2、議案第33号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより、討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号の採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり同意することに決しました。

◎議案第13～15号、議案第18～21号、議案第24号、議案第

29号、議案第31号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第3から日程第12、議案第13号から議案第15号、議案第18号から議案第21号、議案第24号及び議案第29号並びに議案第31号までの10議案を一括議題といたします。

10議案につきましては、3月4日の会議で総務産業常任委員会に付託を行っておりますことから、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。総務産業常任委員会委員長、谷口重和君。

○総務産業常任委員会委員長（谷口重和） 皆さん、おはようございます。

それでは、総務産業常任委員会に付託されました10議案について、順次、委員長報告を申し上げます。

初めに、議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、部制の導入について、町長部局においては条例で規定し、教育委員会においては規則で規定しているとのことであるが、組織として整合がとれていないのではないかと質疑があり、今後において、十分検証する中で整備を行っていききたいとの答弁があったところであります。

次に、議案第14号、宇治田原町行政不服審査会条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、不服審査会は3人をもって組織するということだが、どのような専門的な委員の委嘱を考えているのかとの質疑があり、専門的な知識を要するということであり、一番は弁護士と考えられているが、顧問弁護士は不適格とされている。行政の経験者にあつては、委員として問題ないとされているところであり、今後さらに十分に詰める中、選任していききたいとの答弁がありました。

次に、議案第15号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第18号、宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第19号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第20号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第21号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第24号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第29号、宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例を廃止する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第31号、町道路線の認定変更についても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、重複する部分の道路の管理区分と経費負担については、議決を得なければならないことになるが、時期的にはいつごろを見通しているのかとの質疑があり、詳細設計を現在進めていただいている、詳細設計において橋梁の形状がわかってきた段階において、再度議会に報告していきたいとの答弁があったところであります。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました10議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第13号、行政組織の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第4、議案第14号、宇治田原町行政不服審査会条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第5、議案第15号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議案第18号、宇治田原町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第7、議案第19号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び宇治田原町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ござ

いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第8、議案第20号、宇治田原町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第9、議案第21号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第10、議案第24号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第11、議案第29号、宇治田原町ともに創るまちづくり推進条例を廃止する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第12、議案第31号、町道路線の認定変更についての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第31号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第26号、議案第27号、議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(田中 修) 会議規則第37条により、日程第13から日程第15、議案第26号及び議案第27号並びに議案第30号の3議案を一括議題といたします。

本議案につきましても、3月4日の会議で文教厚生常任委員会に付託を行っておりますことから、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。文教厚生常任委員会委員長、垣内秋弘君。

○文教厚生常任委員会委員長（垣内秋弘） それでは、文教厚生常任委員会に付託されました3議案について、順次委員長報告を申し上げます。

議案第26号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、今後においては、町が指導・監査をすることとなるが、介護施設の高齢者へのさまざまな問題などへの対応、把握に対しても十分、町として対応してもらえるのかとの質疑があり、事業所との連携、利用者の保護等の観点から取り組んでいきたいとの答弁があったところであります。

議案第27号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、認知症対応型通所介護事業所は現在町内にはないとのことだが、町としてニーズの把握について質疑があり、認知症の人数は正確には把握していないが、年々増加傾向の状況にある。本事業所は認知症に対して手厚い対応をするサービスとなり、費用的に高額となることから既存のデイサービスを利用される方が多く、現在、町においても要望がなく、当面は現状でと考えているとの答弁がありました。

議案第30号、宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

質疑といたしましては、設備は現状閉じられているが、施設の内部はどのようになっているのかとの質疑があり、施設開設当時において、町よりレントゲン装置、その他検査器具を購入し設置したものが残っている状態となっているとの答弁がありました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました3議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 質疑なしと認めます。

日程第13、議案第26号、宇治田原町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第14、議案第27号、宇治田原町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第15、議案第30号、宇治田原町診療所の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決すること
に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎議案第7号～議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第
25号、議案第28号、議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採
決

○議長（田中 修） 会議規則第37条により、日程第16から日程第26、議案第7号から議案第12号、議案第16号、議案第17号、議案第25号及び議案第28号並びに議案第32号の11議案を一括議題といたします。

11議案につきましても、3月4日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、稲石義一君。

○予算特別委員会委員長（稲石義一） それでは、予算特別委員会委員長報告を申し上げます。

まず、総括質疑では、将来の宇治田原町のまちづくりにおける庁舎問題と山手線のかかりについて、どのようなイメージを描いているのかとの質疑があり、町道南北線周辺をシビック交流拠点と位置づけ、本エリアにおいて新庁舎建設用地に関する調査を進めているところである。また、住民に親しみやすい庁舎を目指し、さらには宇治田原山手線の整備も踏まえた将来的なまちのにぎわい等も視野に入れながら、早急に用地選定を進めたいとの答弁がありました。

また、人口減少対策は将来のまちづくりのベースになるものであるが、具体的な目標と施策をどのように具現化していくのかとの質疑があり、個々の事業による人口増加分を個別に積算しているものではなく、まちづくり戦略等に掲げる具体的な施策の推進により、全体として人口の増加を図ろうとするものである。具体的な施策の推進を図るに際し、その効果を客観的に検証できるよう施策ごとに重要業績評価指標と呼ばれる数値目標も設定しているところであるとの答弁がありました。

町の美化について、やすらぎの道だけでなく、町の玄関口、また観光客が訪れる付近を重点区域に指定し、美化活動の推進を図ってはどうかとの質疑があり、地域指定が及ぼす効果や影響を勘案し、指定について検討していきたいとの答弁がございました。

就学援助の拡充について質疑があり、子育てに係る経済的不安における支援の観点から、小・中学校の現状を把握する中、実施に向けた調査・検討を重ねていきたいとの答弁がありました。

国民健康保健税の引き上げ等、住民の負担増について質疑があり、負担能力に応じた保険料の設定や賦課後の軽減措置等により税額が変更されるなど、負担能力に応じた負担をいただいているものと認識している。医療費の増加により財源不足額を全て保険税に転嫁すれば、本町人口の4分の1の住民の生活に大きく影響を及ぼすと判断し、一般会計から臨時支援措置として1,500万円の繰り入れ措置を行ったところである。今

後の住民負担につきましては、状況を適切に把握、分析し対応を検討していきたいとの答弁がありました。

総括質疑は以上でございます。

次に、予算特別委員会に付託されました6予算議案及び5条例議案の審査内容についてご報告を申し上げます。

まず、初めに議案第7号、平成28年度宇治田原町一般会計予算は、審査を行う中、修正動議が提出されましたが、賛成少数により否決となり、原案採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。また、修正案について賛成討論があったところです。

主な質疑といたしましては、新庁舎建設事業について、建設用地の地質調査や土壌調査等がおこなわれているのは、場所が確定していないことが要因と考える。今後、基本計画が策定されるが、どの時点で位置が確定するのか。決定までにおいて情報の共有は必要だが、情報の流出については最低限にとどめておく必要があると考えるがとの質疑があり、期間が長引くほどいろいろな臆測を呼ぶことは承知している。山手線との兼ね合いもあることから、十分勘案しながらできるだけ早い時期にと考えているとの答弁があったところです。

次に、乳児の子育てに係る経済負担の軽減で、一月にかかる費用についての質疑があり、具体的には各月齢に応じた細かな費用については把握していないが、新生児であるほど単価が高く枚数も要ると考えるとの答弁があり、また、高齢者の介護用品補助に比べ補助金が少額ではないかとの質疑については、初めての事業であり、実施団体の事例等も参考に、幅広く必要なものに使用していただく中で、年間2万円の助成から始めさせていただいたとの答弁がありました。

地籍調査の測量方法について質疑があり、国の基準点があり、基準点から光波等により測量を行っていくこととしているとの答弁がありました。また、今後の調査実施について質疑があり、今後においては町内全域を予定しているとの答弁がありました。

A L T 2名を中学校へ配置することについて質疑があり、今後、小学校5・6年生においても、授業が教科化されることとなっている。小学校4年生までにネイティブな発言を聞くことも重要と聞いている。また、今の方法の中で英語力が伸びてきているとの答弁がありました。

以上、一般会計に対する個別審査の主な質疑でございます。

次に、議案第8号、平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

は、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、組織改正により、国保担当と介護担当が同じ部署になるが、国保と介護との連携について質疑があり、今後さらに連携を図り取り組んでいきたいとの答弁があったところです。

次に、議案第9号、平成28年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算も、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところであります。

次に、議案第10号、平成28年度宇治田原町介護保険特別会計予算は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第11号、平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算も、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、普及促進強化年度として2カ年実施してきており、28年度も継続実施するが、2年間の効果について質疑があり、従来は供用開始後3年以内の接続について奨励金を交付していたが、水洗化率が伸び悩む中、3年の期限を撤廃し取り組んでいるところである。平成26年度においては、50件に奨励金を交付したが、そのうち24件が3年経過の家庭であった。未接続の要因はいろいろあると思うが、効果は出ており引き続き取り組むこととしているとの答弁がありました。

次に、議案第12号、平成28年度宇治田原町水道事業会計予算も、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、川東取水井の箇所決定の経緯について質疑があり、平成22、23年度において調査を行っている。まず、田原川の右岸・左岸において図面上で選定に入り、調査等を行う中、3地域を選定したところである。そして、最終的に1日約1,000トンの水量があり、水質も非常によかったことから決定したとの答弁があったところです。

次に、議案第16号、宇治田原町まちづくり総合計画推進条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。特に質疑はなかったところです。

次に、議案第17号、宇治田原町豊かな森を育てる基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するについても、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、防災の観点、環境面からも、また地下水に頼っている宇

治田原町にとって、山の大切さは非常に重要だと思っている。このようなことは国の責任において予算化すべきと思うがとの質疑があり、森林については国の責任も往々にしてあると考えるが、国全体に恩恵をこうむるということから、住民の皆さんから広く徴収し森林保全に努めようとするものであり、ご理解願いたいとの答弁があったところで

す。

次に、議案第25号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、第2次健全化計画の見直し検討について質疑があり、現在、健全化計画の見直し案を検討している段階である。平成27年度の決算が確定の段階で国保運協に示していく予定としているが、それまでに議会に報告したいとの答弁がありました。

次に、議案第28号、宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、人口をふやすには雇用の場も必要である。期間の延長だけで促進条例の中身の充実はかわらないのかとの質疑があり、雇用、企業の進出ということについては、大変有効な条例と認識しており、期間の延長を行っていききたい。本町が条例により企業誘致をしていることの啓発もしっかり行っていく中、第5次まちづくりの中の地方創生の施策も取り組みながら努力していきたいとの答弁がありました。

次に、議案第32号、宇治田原町第5次まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン）の策定については、審査を行う中、修正動議が提出されました。修正案については、全会一致で可決すべきものと決したところです。また、可決すべきとした部分を除く原案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。よって、本委員会では、本案について修正可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、人口をふやすためには、住まいと雇用が重要、町の責任として町営住宅の計画的な増設について質疑があり、整備区画数を記載しているものではないが、現状もある中で、更新や新設も含め、あり方を個別に議論していかなければならないとの答弁がありました。

また、現地審査については、3カ所を行ったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました11議案について、一括して委員長報告

に対する質疑を行います。ございませんか。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 質疑なしと認めます。

日程第16、議案第7号、平成28年度宇治田原町一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。今西久美子君。

○5番(今西久美子) ただいま議題となっております議案第7号、平成28年度宇治田原町一般会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

政府は、社会保障のためといって消費税増税を強行しましたが、社会保障は改悪が目白押しとなっており、住民に社会保障がよくなったという実感はありません。

宇治田原町の来年度予算におきましても、国保税の大幅な値上げ、後期高齢者の保険料も引き上げとなります。物価上昇にもかかわらず年金の給付水準は据え置きに加え、消費税増税に伴う低所得者対策として実施された福祉給付金は前年度予算に比べて半額、子育て給付金は打ち切りとなりました。低年金者への3万円の給付金のような小手先の対策では、暮らしも経済もよくなりません。

また、来年4月から、消費税をさらに引き上げるとしていますが、増税されれば政府試算で1人当たり2万7,000円、1世帯当たり6万2,000円もの負担増が国民を襲うこととなります。町長は、住民の負担がさらに重くなる場合においては、国や府が責任をもって何らかの措置を実施してもらえるように町として意見を発信していくとおっしゃいましたけれども、暮らしと経済に大打撃をもたらす消費税率10%への増税に対して、中止を求めることすらできませんでした。これで、どうして住民の暮らしや営業を守れるというのでしょうか。

中小企業は雇用の7割を支える日本経済の主役であります。私は、中小商店、事業所の悉皆調査(全数調査)を行い、経営実態を把握し、それを町の施策に生かすべきだと主張してまいりました。地元商店への訪問調査については、この間実施を約束しておきながら、いまだに検討中とのこと、本気で中小商店、中小企業を支援する気があるのかと疑ってしまいます。

新庁舎につきましては、2,100万円の予算が計上されていますが、その建設予定地については、議員も地方紙で知るという状況で、議会にも諮らず、住民的な論議もなされていません。シビックゾーンについては、住民の利便性を考えてもふさわしくないと考えます。30年先、50年先の宇治田原町を見据えてというご答弁もございましたが、今、宇治田原町で暮らしている住民を軽視していいはずがありません。建設場所に

については、もっと住民的な議論が必要ではないでしょうか。

また、子育て支援に重点を置くとのことで、育児用品購入助成事業として1歳未満の子どもに対し1年間で2万円を補助するとしていますが、高齢者の介護用品購入助成月額5,000円に比べても余りにもお粗末であります。初年度ということではありましたが、これは、おむつ代や授乳に係る費用が一体幾らかかっているのか調査もせず、対象者の声も聞かないままの企画ではなかったでしょうか。

最後に、JR奈良線高速化・複線化事業費補助金については、結果としては僅差で否決となりましたが、議会から修正案が提出されるに至りました。第2期工事については、負担額も高額であり、費用対効果の観点からも問題があると考えます。

以上のことから、本議案には反対といたします。

○議長（田中 修） 次に、原案に賛成者の発言を許します。奥村房雄君。

○8番（奥村房雄） ただいま議題となっております議案第7号、平成28年度宇治田原町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

我が国の景気は、このところ一部に弱さも見られますが、緩やかな回復基調が続いており、消費者物価は緩やかに上昇しているとされ、緩やかな回復に向かうことが期待されるとされていますが、本町においては、それを実感できる状態には至っていないと認識しています。

また、人口減少社会の到来や少子高齢化の一層の進展により、社会保障関係をはじめ行政需要は継続的に増加傾向にあり、基金の取り崩しが続くなど、本町の財政運営は厳しい状況にあります。本町を取り巻く環境は、さまざまな面で困難さが増してきている状況ではありますが、西谷町長は、町政運営の信念として、みんなが力を合わせれば何事もなし得るという意味を持つ「百万一心」という言葉を使われ、町内外の方々から「好きやねん うじたわら」と言っていただけのまちづくりの推進に努められているところでもあります。

来年度の当初予算におきましては、第5次まちづくり総合計画のスタート年として総合計画の着実な推進を図るため、厳しい財政事情の中、事業の見直し等による歳出の適正化を図るとともに、府の交付金や財政調整基金を活用するなどの財源確保対策を図られ、宇治田原未来創生予算として、対前年度比2.9%増で、3年連続で40億円超の積極型予算を編成されたことは、高く評価するものであります。

来年度の主要施策につきましては、総合計画の4つのまちづくりの基本目標を中心に、重点的かつ積極的に予算を配分されており、特に少子化対策や子育て世代の経済的負担

を軽減する取り組みについて特に重点的に事業を拡充され、未来を担う子どもたちの健全育成に資する施策を積極的に進められております。

また、将来に向けてのインフラ整備におきましては、今後の発展の鍵となる新名神高速道路の開通を見据えた周辺道路、特に宇治田原山手線の整備、新庁舎の整備などの重要な課題をはじめ、住民の暮らしの基盤を整え、快適な環境を維持することに十分な予算を投じられており、将来への基盤整備に大きな期待をできるものとなっております。

さらに、安心・安全に関しましても、木造住宅耐震改修事業を拡充され、重ねて高齢者等の自己負担に対する軽減策を講じられるなど、健やかに安心して暮らせるまちを目指しての取り組みも積極的に進められております。

さきに申し上げましたが、財政状況については健全性の維持について予断を許さない厳しい時代ではありますが、未来に希望を託すことができるように、本町の未来を託す世代に対する責任を果たさなければならないと思います。今後とも、西谷町長が先頭に立って安心して活力ある未来を創る施策を積極的に実施していただき、「好きやねん うじたわら」と言ってもらえるまちを目指して全力で取り組んでいただきたいと思います。

私自身も、微力ではございますが、まちづくりを支える一員といたしまして、西谷町長とともにしっかりと力を尽くしていきたいと考えております。

以上、平成28年度宇治田原町一般会計予算につきまして、賛成いたします。議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。

○議長（田中 修） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第17、議案第8号、平成28年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の討論を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第18、議案第9号、平成28年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第19、議案第10号、平成28年度宇治田原町介護保険特別会計予算の討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第20、議案第11号、平成28年度宇治田原町公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第21、議案第12号、平成28年度宇治田原町水道事業会計予算について討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第22、議案第16号、宇治田原町まちづくり総合計画推進条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第23、議案第17号、宇治田原町豊かな森を育てる基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第24、議案第25号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。今西君。

○5番(今西久美子) ただいま議題となっております議案第25号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するにつきまして、反対の立場から討論を行

います。

今回の改定で、国保税は調定額で1人当たり約6,000円、世帯当たり約1万1,000円もの引き上げとなります。平等割、均等割が増額されることから、軽減世帯を含むすべての世帯で引き上がります。国保税の税機構への移管額は2015年度で約1,900万円、2014年度の差し押さえ件数は56件となっています。全国的に強権的な差し押さえが問題となっていますが、税機構が発足してから、宇治田原町でも差し押さえ件数は3倍、4倍にふえました。住民の負担は能力を超えたものとなっており、保険税の引き上げは、滞納の増加、国保財政の悪化、さらなる保険税の引き上げと、悪循環に陥ります。

国保については、自営業者や農家の経営難とともに、低賃金の非正規労働者や失業者、年金生活者などの無職者が多くを占め、約半数が軽減世帯となっています。現在、町人口の約4分の1が加入されているとのことですが、社保の方も、退職後は大半が国保に加入されることとなります。国民健康保険は、国保法第1条にあるように、社会保障及び国民保健の向上を目的としています。国保は福祉との立場から、さらなる一般会計からの繰り入れで保険税の引き上げを回避すべきであります。今、必要なのは、国民の命を守るとりでの国民健康保険制度の役割が発揮できるようにすることであり、そのためには、市町村の危機的な国民健康保険財政への国の負担割合を大幅に引き上げることが不可欠です。また、京都府に対しても、市町村への補助金の復活を求めるべきであります。

あわせて、住民の健康づくり、健康寿命と平均寿命を縮める取り組みを全町挙げて真剣に取り組むことを求め、反対討論といたします。

○議長（田中 修） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第25、議案第28号、宇治田原町企業立地促進条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することと賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第26、議案第32号、宇治田原町第5次まちづくり総合計画(基本構想・基本計画)及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略(人口ビジョン)の策定についての討論を行います。ございませんか。安本君。

○4番(安本 修) ただいま議題となっております議案第32号、宇治田原町第5次まちづくり総合計画(基本構想・基本計画)及び宇治田原町まち・ひと・しごと創生総合戦略(人口ビジョン)の策定について、反対の立場から討論を行います。

まず、この基本構想を策定するに当たって、まちづくり総合計画審議会の委員の皆さんのご努力とご労苦に対しましては深く敬意を表するものであります。

シビックゾーンについては、ほかの議員からも疑問の声があったところでありますけれども、今、宇治田原町で暮らしている住民の利便性を考えれば、適切ではないと考えるところであります。何より庁舎の建設場所については、議会にも住民にも相談がありませんでした。もっと住民的な議論が必要であり、見直しを求めるものであります。

人口減少や地域経済対策については、なぜ少子化が起こり、なぜ地方経済が落ち込んでいるのか、その根本的な分析が必要であります。少子化の原因は、正社員を非正規雇用に置きかえ、ワーキングプアを生み出し、結婚したくても結婚できない、子どもを産みたくても産み育てられない状態に若者を追い込んできた政治の責任であります。また、消費税増税や物価高など、アベノミクスによって地方経済が疲弊する中、地域の商店はさらに衰退しています。これらの根本的な原因を解決しなければ、人口の減少、地域経済の衰退に歯どめをかけることなどできません。

また、未来につながるとして、新名神高速道路等の道路ネットワークが整備されることで生活の利便性向上、広域的な交流の活発化により、地域のにぎわい、活力の創出を期待するとしておりますけれども、観光振興計画の中では、新名神高速道路についてはメリットとデメリットの両方が書かれております。新名神が完成すれば町が発展するというのは幻想であり、今、必要なことは、子育て世代の要求に応えることはもちろん、

国保税や介護保険料の引き下げなどで全ての世代の住民の暮らしを支えること、地域の中小商店・中小企業の営業を守ることなど、本来の自治体の役割をしっかりと進めることこそが人口増と地域経済の発展につながる道であり、住み続けたいと思えるまちの条件であると考えているところであります。

また、人口ビジョンについては、25年後に1万人というのは非常に無理があります。社会保障・人口問題研究所の推計と町の推計では相当の開きがあり、減る分を考慮すれば年間100人の人口をふやす必要があります。本当に思い切った施策を実施しなければ、到底実現できる数字ではないと考えているところであります。

若い人が住みやすいまち、子育て支援の充実は最大の課題です。給食費や教材費、修学旅行費などの全額補助で教育の負担を大幅に軽減した伊根町では、子育て世代が移住してきているとのことですが、宇治田原では就学援助でさえ国基準を下回っている状況であります。

また、定住のためには、働く場や住む場所が不可欠ですが、我が町より条件のよい近隣市町での工業団地が次々造成される中、企業立地促進条例についても精査もせず、ただ期間の延長だけでは優良企業の誘致などは図れません。住む場所にしても、町営住宅の建設の計画もなく、空き家と民間頼みでは移住者を受け入れることはできません。

以上のことから見ても、人口増を本気で考えているのかと言わざるを得ないということを指摘して、反対討論といたします。

○議長（田中 修） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 討論なしと認めます。

これより、議案第32号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は修正可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手多数。よって、本案は修正可決することに決しました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第27、発委第1号、宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。稲石義一君。

○議会運営委員会委員長（稲石義一） それでは、ただいま議題となっております、発委第1号、宇治田原町議会委員会条例の一部を改正する条例を制定するについての提案説明を申し上げます。

宇治田原町組織条例の全部改正が行われ、総務部、健康福祉部、建設事業部の3部が設置されたことを受け、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、総務産業常任委員会の名称を総務建設常任委員会に、また、所管部署の記載を課から部へ改正するものであります。

趣旨を十分ご理解いただきまして、議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（田中 修） 説明が終わりましたので、発委第1号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

討論を省略し、これより本案の採決をいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（田中 修） 日程第28、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。よって、本案は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

お諮りいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって、これをもって平成28年第1回定例会を閉会いたします。

閉 会 午前11時11分

○議長(田中 修) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長(西谷信夫) 定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る3月4日に開会されました平成28年第1回定例会が、本日をもって閉会となりますが、議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中を連日にわたりましてご出席をいただき、国において創設された地方創生加速化交付金を活用した諸事業を推進するための平成27年度一般会計補正予算や、平成28年度一般会計予算をはじめ特別会計予算、条例案件など多数の重要案件につきまして審議をいただき、32議案につきまして原案どおり、1議案につきましては修正をいただきましたが、全てご可決、ご同意を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。

会期中におけます一般質問や予算特別委員会、また、各委員会におきまして承りましたご意見やご要望につきましては、今後十分検討をさせていただきます。町政の進展を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、我が国の経済情勢は、このところ一部に弱さも見られるが、緩やかな回復基調が続いており、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待をされておると言われております。

こうした中、住民生活の安心・安全に係る喫緊の課題には猶予があるものではなく、次世代の宇治田原のまちづくりに必要な基盤整備を着実に進めるとともに、日々安心して安全に暮らせる住民生活の充実を図っていくため、国政や経済の動きに対応するとともに、住民生活を充実させ、持続可能な地域の活力に結びつけていくため、第5次まちづくり総合計画における4つのまちづくり目標、健やかに安心して暮らせるまち、便利で快適に過ごせるまち、活気にあふれる交流のまち、子育てと学びを応援するまちを目指して、重点施策の着実な推進に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

本日ご可決をいただきました平成28年度当初予算に計上しております第5次まちづくり総合計画推進のための重点施策を着実に推進し、「人がつながる 未来につながる

お茶のふるさと「宇治田原」に全力を傾注してまいりたいと考えております。どうか、議員各位をはじめ、住民の皆様方の一層のお力添えを本町のまちづくりの推進にお寄せいただきますようお願いを申し上げます。

なお、来る4月1日付で予定しております職員の人事異動につきましては、部制を導入し、各課間の組織横断的な連携を図り、効率的な行政運営と住民サービスの向上に努めてまいります。4つの部に部長を配置するとともにプロジェクト推進課を設置し、都市計画道路宇治田原山手線整備と新庁舎建設のさらなる推進を図るための人員配置や、観光振興計画を推進するための京都府との人事交流により課長補佐を配置し、体制強化を図ることとしております。

今後も、職員ともども一層の研さんと意識改革に努めますとともに、当面する諸課題に、私を先頭に全職員一体となって積極的に取り組みを進め、「好きやねん うじたわら」と言っていただけのまちづくりの推進に努めてまいる所存でございます。どうか議員各位の一層のご理解とご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

厳しかった寒さも和らぎ、日ごとに田原川の桜のつぼみも膨らんでまいりました。議員各位におかれましては、季節の変わり目、どうか健康にはくれぐれもご留意をいただきまして、ふるさと宇治田原町のまちづくりの進展のために、一層のご理解、ご尽力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご期待申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（田中 修） ご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 内 田 文 夫

署 名 議 員 原 田 周 一